

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市・北九州市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C Eの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑯及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

① 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神15号線(新天町メルヘン広場：別紙1)、天神1577号線(パサージュ広場：別紙2)、上川端322・326・327号線(川端商店街：別紙3)

② We Love天神協議会

- ・天神18号線(きらめき通り：別紙4)

③ 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り：別紙5)、博多停車場線(大博通り：別紙5)、博多駅山王線(筑紫口中央通り：別紙5)

④ 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前10号線(承天寺通り：別紙6)

⑤ 一般財団法人福岡コンベンションセンター

- ・石城町487号線(福岡国際センター前～福岡国際会議場前：別紙7)

- ⑥ 西日本鉄道株式会社
 - ・千代今宿線（天神明治通り：別紙 8）
- ⑦ 福岡地所株式会社
 - ・千代今宿線（天神明治通り：別紙 8）
- ⑧ 中洲町連合会
 - ・中洲 361・332 号線（中洲中央通り：別紙 9）
- ⑨ 上川端商店街振興組合
 - ・上川端 326・327 号線（上川端商店街：別紙 10）
- ⑩ 川端中央商店街振興組合
 - ・上川端 322 号線（川端中央商店街：別紙 11）
- ⑪ 公共空間リソース利活用勉強会
 - ・船場町 1 号線・6 号線（クロスロード：別紙 12）
- ⑫ 鳥町まちづくり会議推進協議会
 - ・魚町 11 号線（別紙 13）
- ⑬ KEYAKI TERRACE YAHATA
 - ・八幡停車場線（さわらび通り：別紙 14）
- ⑭ 門司港レトロ倶楽部
 - ・東港町 2 号線・5 号線（別紙 15）
- ⑮ 門司港レトロ倶楽部
 - ・西海岸 7 号線（大連通り：別紙 16）
- ⑯ ツグタウン
tugu.town 黒崎実行委員会
 - ・黒崎 10 号線、熊手 5 号線（カムズ通り：別紙 17）
- ⑰ Team Story
 - ・黒崎 36 号線（黒崎駅ペDESTリアンデッキ：別紙 18）

- ⑱ 新天町商店街商業協同組合
・天神 15 号線（新天町メルヘン広場：別紙 1）

- ⑲ 株式会社博多大丸
・天神1577号線（パサージュ広場：別紙 2）

（2）名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院（福岡市）において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群（TTTS）における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術（FLP）による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床 6 床を整備する。【平成 27 年度中に実施】

（3）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 福岡市全域【平成 27 年中に実施】

- ② 北九州市全域【平成 30 年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、福岡市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

- ① 福岡市全域【令和 2 年中に実施】

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、福岡市及び北九州市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって日本においては未承認のもの又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

① 九州大学病院（福岡市東区）【直ちに実施】

(例) 重症全身性硬化症に対する自己造血幹細胞移植など

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① KAIZEN platform, Inc.（東京都新宿区、平成 25 年 3 月 18 日設立）

② 株式会社チーム AIBOD（福岡市中央区、平成 28 年 2 月 1 日設立）

③ 株式会社ウェルモ（福岡市博多区、平成 25 年 4 月 30 日設立）

④ 株式会社スカイディスク（福岡市中央区、平成 25 年 10 月 1 日設立）

- ⑤ 株式会社 SENTE（福岡市博多区、平成 28 年 6 月 1 日設立）
- ⑥ 株式会社 Waris（東京都港区、平成 25 年 4 月 1 日設立）
- ⑦ Houyou 株式会社（北九州市小倉北区、平成 26 年 12 月 1 日設立）
- ⑧ ドレミング株式会社（福岡市中央区、平成 27 年 6 月 24 日設立）
- ⑨ 株式会社 YOUI（福岡市中央区、平成 29 年 5 月 1 日設立）

（7）名称：ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業

内容：ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

【平成 28 年 7 月より実施】

（8）名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（平成 29 年 6 月 15 日から規制の特例措置が全国展開）

社会福祉法人春陽会が、福岡市立中比恵公園（福岡市博多区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 4 月設置】

（9）名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる事業者が、福岡市及び北九州市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

- ① 株式会社スカイディスク 【平成 28 年 11 月より実施】
- ② 株式会社スポーツセンシング 【平成 28 年 11 月より実施】

③ 日本コムクエスト・ベンチャーズ合同会社【平成 28 年 11 月より実施】

④ 株式会社ロジカルプロダクト【平成 28 年 11 月より実施】

⑤ 株式会社国際海洋開発【平成 30 年 3 月より実施】

⑥ 一般社団法人無人機研究開発機構【平成 30 年 3 月より実施】

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 北九州市の別図 1 の区域

【平成 29 年 1 月より実施】

(11) 名称：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 関連事業

内容：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、以下の高さを、エリア一体における航行の安全に支障のない高さの目安とすることで、空港設置者による迅速な承認を可能とする。

① 天神明治通り地区地区計画区域【直ちに実施】

福岡県道後野福岡線(602号)の中心線より西の区域は N T T コム福岡天神ビル避雷針と同等。

同中心線より東の区域は、福岡空港からの距離を勘案し、福岡市役所避雷針と同等～地盤面から約 100 メートル(※)。

(※) 個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。(別図 2)

② 大名二丁目地区地区計画区域【直ちに実施】

N T T コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等。

(12) 名称：国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

内容：運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者が、運行する特定の路線において、運賃については上限認可制を届出制に、運行計画については届出期日を短縮することで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る。

① 株式会社ロイヤルバス

- ・新規に開設する福岡空港と百道地区を結ぶ路線【平成 29 年 4 月を目途に実施】

② 西鉄バス北九州株式会社

- ・北九州空港と小倉地区を結ぶ路線【平成 30 年 1 月を目途に実施】

(13) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業実施法人の所得に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 3 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 可視光通信受光器解析システム等の開発事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 法人の所得に対する課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

高度な可視光通信受光器解析システム等を開発することによって、長距離通信を実用化させ、電波通信より低電力で、かつ、有線通信より安価に、大容量の通信を可能とする無線通信システムを実現する。

b) 当該事業が行われる区域 福岡市中央区大名 2－6－11

(FUKUOKA growth next)

c) 当該事業の実施期間 平成 29 年から実施

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第 11 条の 2 第 2 号ニ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業で開発する可視光通信受光器解析システム等は、電波ノイズを受けずに工場における通信の無線化を図り、大容量のデータをセンサで収集、蓄積、分析する「スマート工場」の実現に寄与するため、IoT 分野における我が国の産業の国際競争力の強化に資する取組みと位置づけられる。この

ような革新的な事業を行う事業者の創出に対する支援は、福岡市・北九州市国家戦略特別区域の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 サウレテクノロジー株式会社（福岡市中央区）

(14) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 5 に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業）

国家戦略特別区域法第 20 条の 5 第 1 項に規定する登録を受けた薬局開設者が、福岡市全域（同法第 20 条の 5 第 2 項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。

【平成 30 年度中に実施】

(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

福岡市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 2 年 9 月より実施予定】

（対象）

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

① 知識創造型産業

- ② 健康・医療・福祉関連産業
- ③ 環境・エネルギー関連産業
- ④ グローバルビジネス
- ⑤ 物流関連業
- ⑥ 都市型工業
- ⑦ 本社機能

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人を含めた創業の支援やMICEの誘致等を通じ、イノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市及び北九州市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注1）内【平成26年11月に設置】

北九州市が設置する北九州テレワークセンター（注2）内【令和2年度中に設置】

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、北九州テレワークセンター内における窓口相談対応については、スタートアップカフェ内の相談員がオンラインで実施する。

- ① 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ② 弁護士による個別訪問指導
- ③ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ④ セミナーの開催

（注1）「スタートアップカフェ」

・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートア

ップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

(注2)「北九州テレワークセンター」

- ・創業を取り巻く環境の変化に対応し、北九州市内に点在する様々なリソースを繋ぐとともに、創業支援の中核として、北九州市が設置する施設。愛称を「COMPASS小倉」という。

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成27年度中に設置】

i) 設置主体：国及び福岡市

ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者(厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者)への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。

iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
- ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等

(3) 事項：特区医療機器薬事戦略相談の実施

内容：九州大学病院が、革新的医療機器の開発について、特区医療機器薬事戦略相談を活用して、治験期間を短縮し、開発から市販・承認までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的医療機器の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(4) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：九州大学病院が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化することにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。【直ちに実施】

(5) 事項：高度な産業技術の実証実験を促進するための「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の設置

内容：高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、自動車の完全自動運転、小型無人機を活用した商用サービス及び電波を利用した技術開発・製品化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」（以下「高度産業技術実証センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成30年12月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び北九州市
- ii) 設置場所：北九州市役所（北九州市小倉北区城内1番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、事務副責任者を配置する。
- iv) 事業内容：高度産業技術実証センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する相談対応（関係機関等への確認を含む）
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・自動走行の公道実証の実施に係る警察、道路管理者、九州運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった計画書の写しの提出）
 - ・特定実験試験局制度に係る九州総合通信局との告示案に関する調整
 - ・実証フィールドに関する土地管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・規制のサンドボックス実施計画、改革提案の相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援 等

(6) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行や小型無人機及びAI・IoT等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未来センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成30年中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び福岡市
- ii) 設置場所：福岡市役所（福岡市中央区天神1-8-1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
- ・実証実験を実施しようとする者と実証エリアの提供者とのマッチング
- ・実証実験の実施に係る関係機関への事前連絡（実施主体から提出のあった計画書の写しの提出）
- ・実証実験の実施に係る地域への周知等
- ・その他、必要な支援 等

（７）事項：外国人を含めた開業を促進するための「福岡市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「福岡市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 31 年 5 月以降に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び福岡市
- ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内
- iii) 実施体制：施設長、コンシェルジュを配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を 1 名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び福岡市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・コンシェルジュは、福岡市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

 - ・コンシェルジュによる申請書等の作成支援
 - ・コンシェルジュから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) そ の 他：ワンストップセンターにはコンシェルジュが常駐し、相談対応時間は、施設の保守等に要する日及び年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)を除く、午前 10 時から午後 9 時までとする。

福岡市の創業支援施設「スタートアップカフェ」や、国家戦略特区の取組である「福岡市雇用労働相談センター」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

(8) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「北九州市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、法人設立及び事業開始時に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請の支援及び関連する相談業務を総合的に行う「北九州市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び北九州市

ii) 設置場所：北九州市が設置する北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS小倉）内

iii) 実施体制：施設長、行政手続相談員を配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び北九州市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・行政手続相談員は、北九州市が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

- ・行政手続相談員による申請書等の作成支援
- ・行政手続相談員から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターの相談対応時間は、施設の保守等に要する日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、午前9時から午後10時までとする。そのうち、特定の日は行政手続相談員による相談対応を行う。

北九州市の創業支援施設「北九州テレワークセンター（愛称：COMPASS小倉）」や、北九州市による国家戦略特区の取組との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：高齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

【平成28年 8 月に設置】

(2) 名称：特産酒類の製造事業

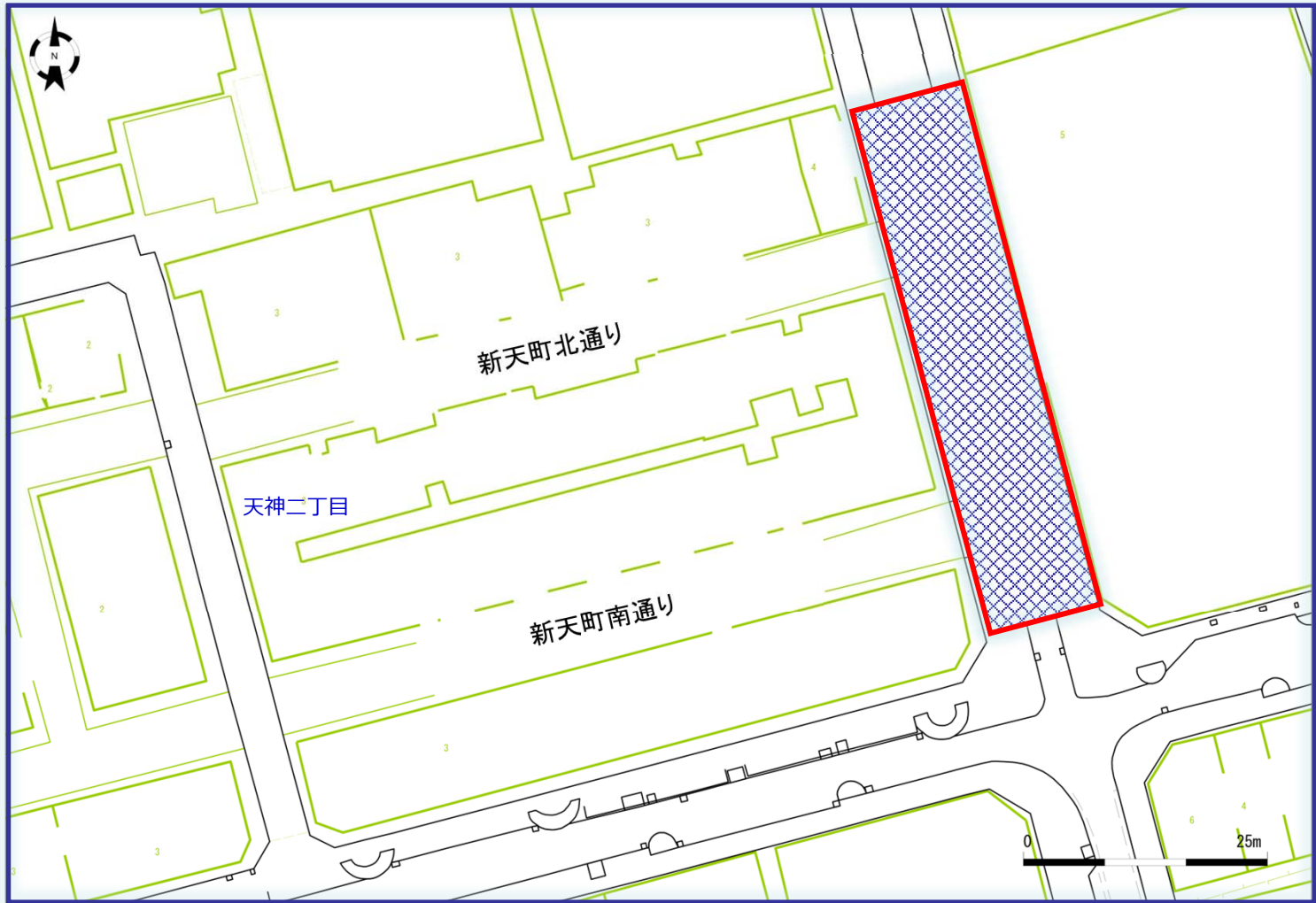
内容：酒税法の特例

(構造改革特別区域法第28条の2に規定する特産酒類の製造事業)

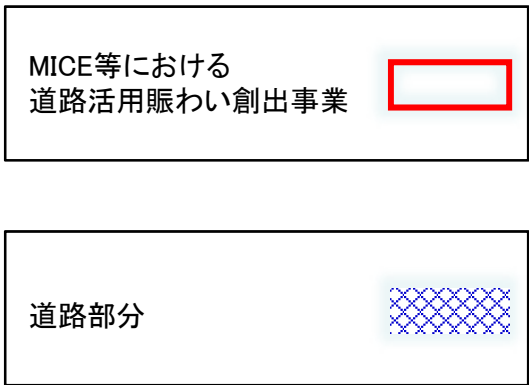
北九州市内で生産された、地域の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造数量が少量であっても製造免許を受けることを可能にすることで、地域ブランドの創出を促進し、地域の魅力向上及び交流人口の拡大を図る。

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神15号線(新天町メルヘン広場)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

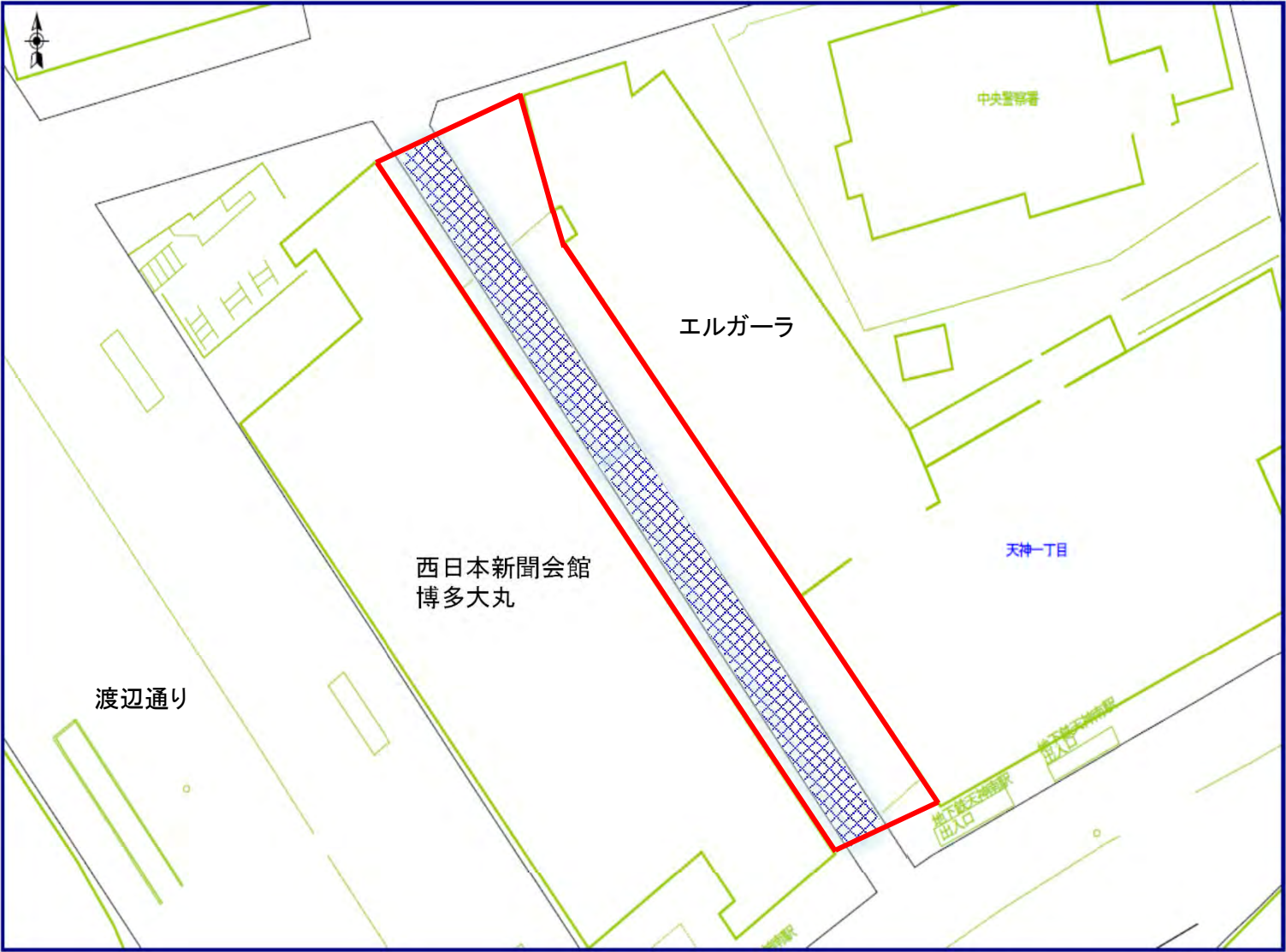


位置図



別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神1577号線(パサージュ広場)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業

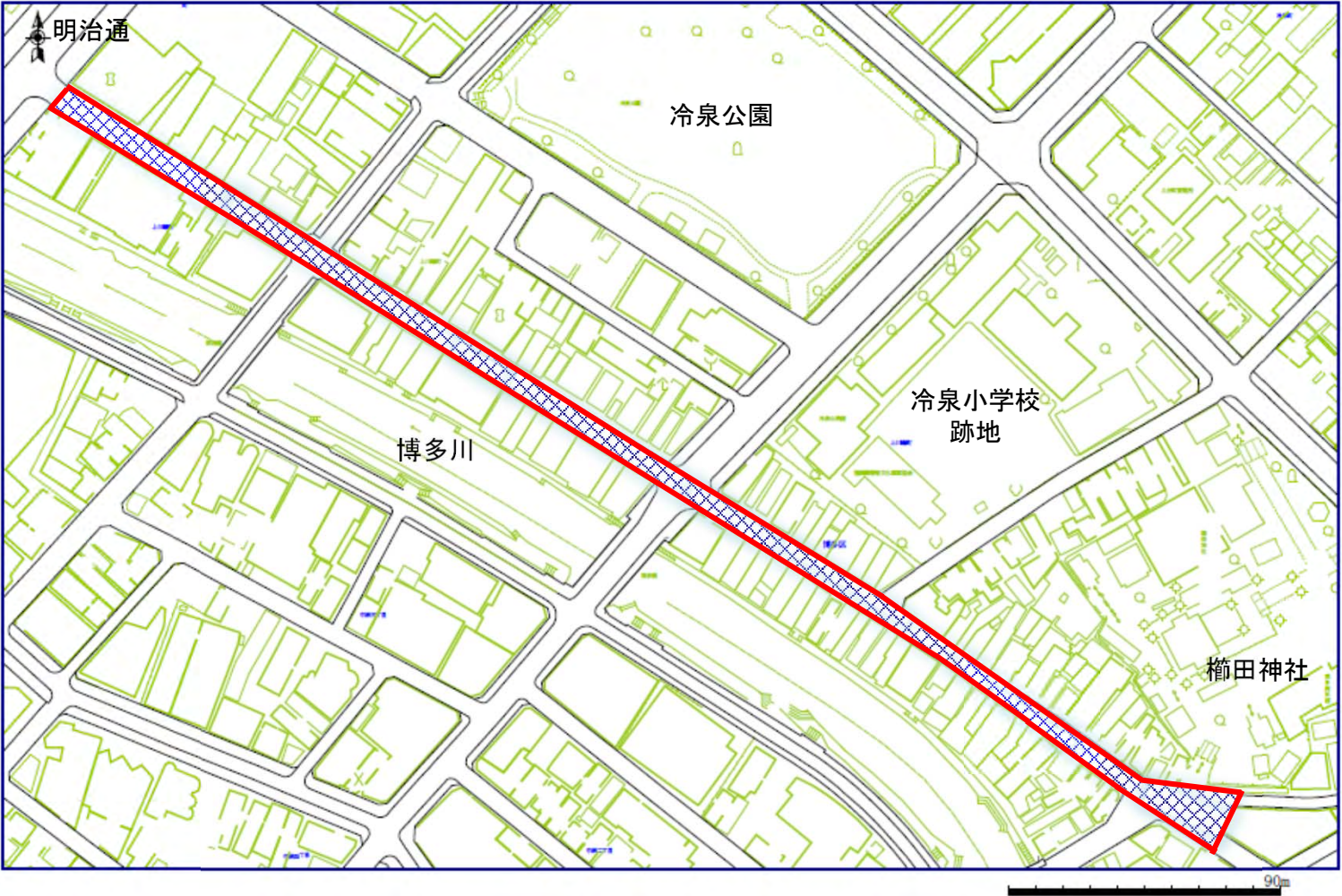
道路部分

位置図



別紙3 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線・326号線・327号線(川端商店街)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

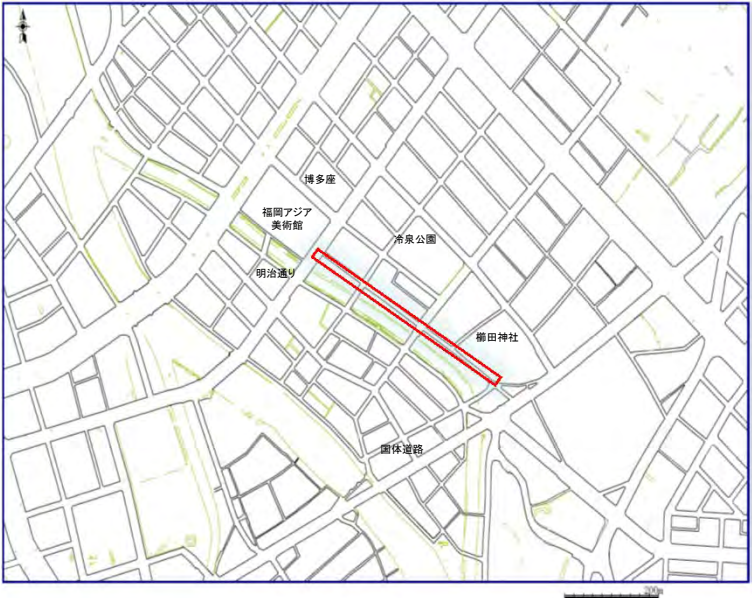
MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分

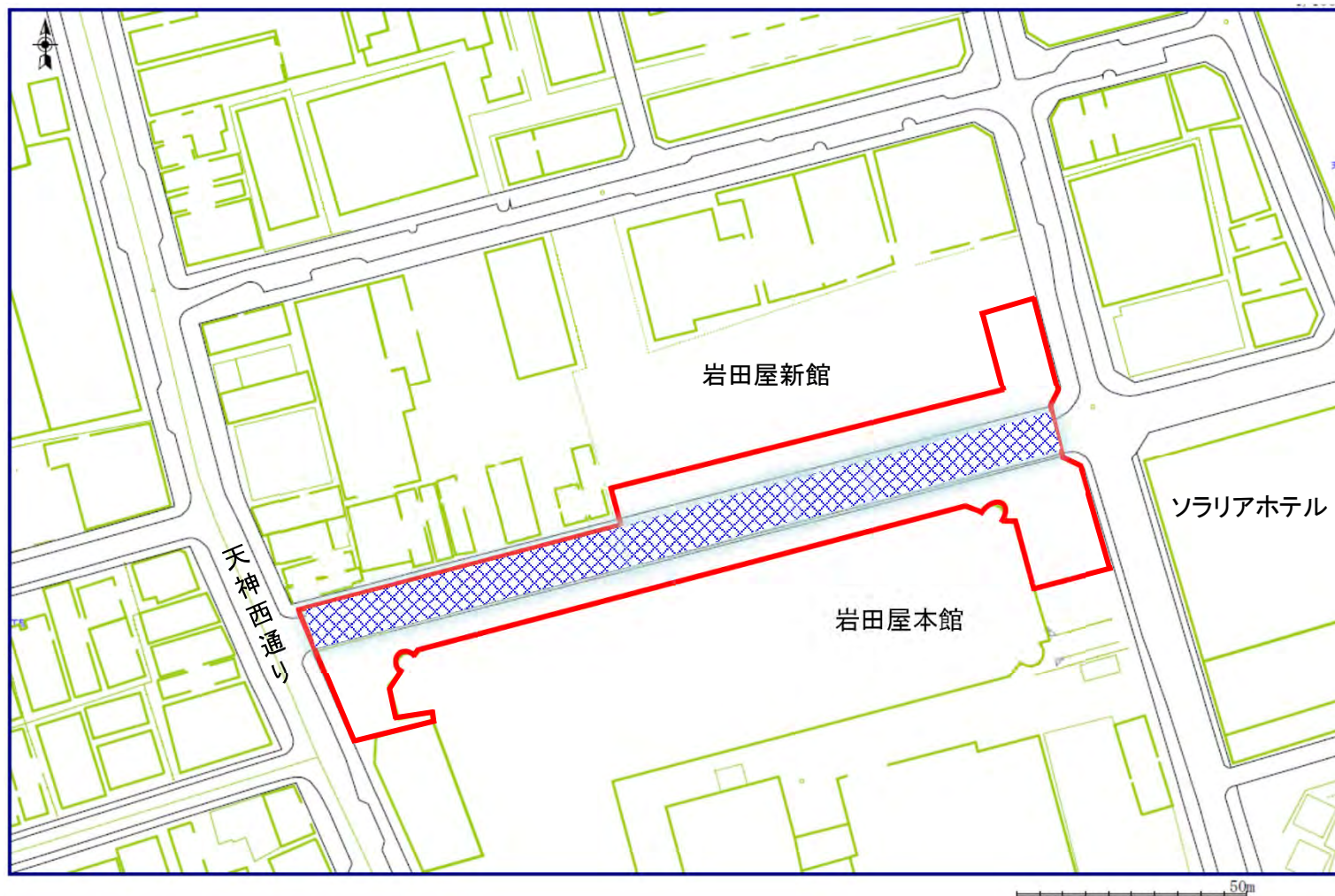


位置図



別紙4 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神18号線(きらめき通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路区域

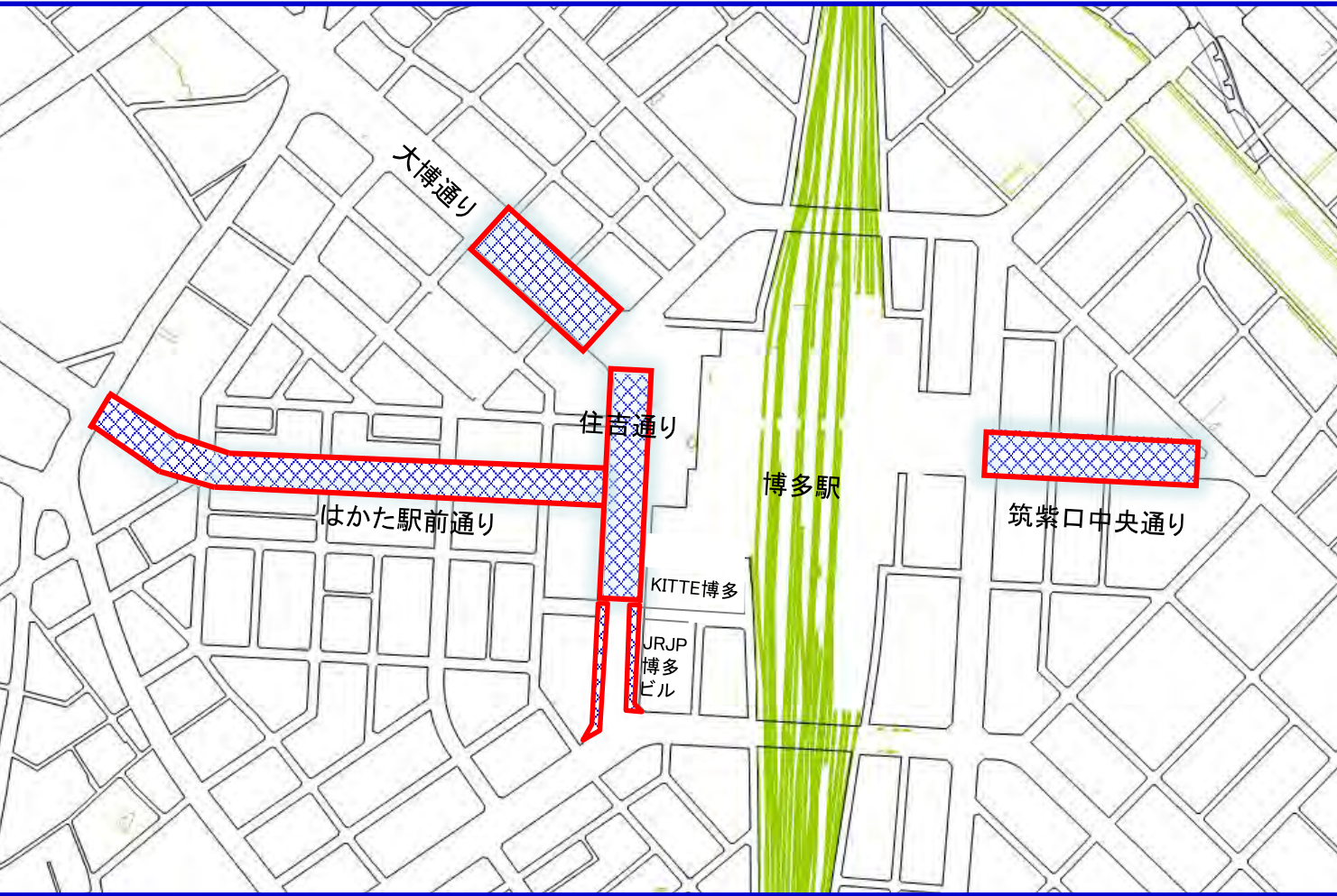


位置図



別紙5 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り),
博多停車場線(大博通り), 博多駅山王線(筑紫口中央通り)

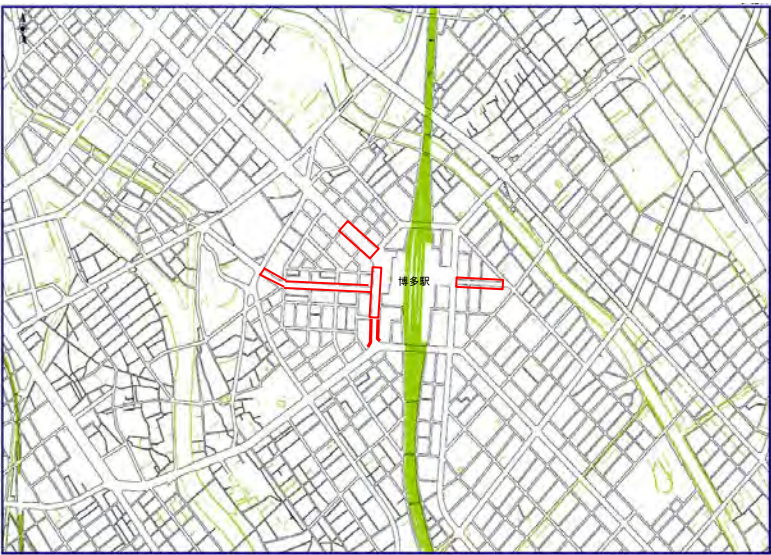


【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業

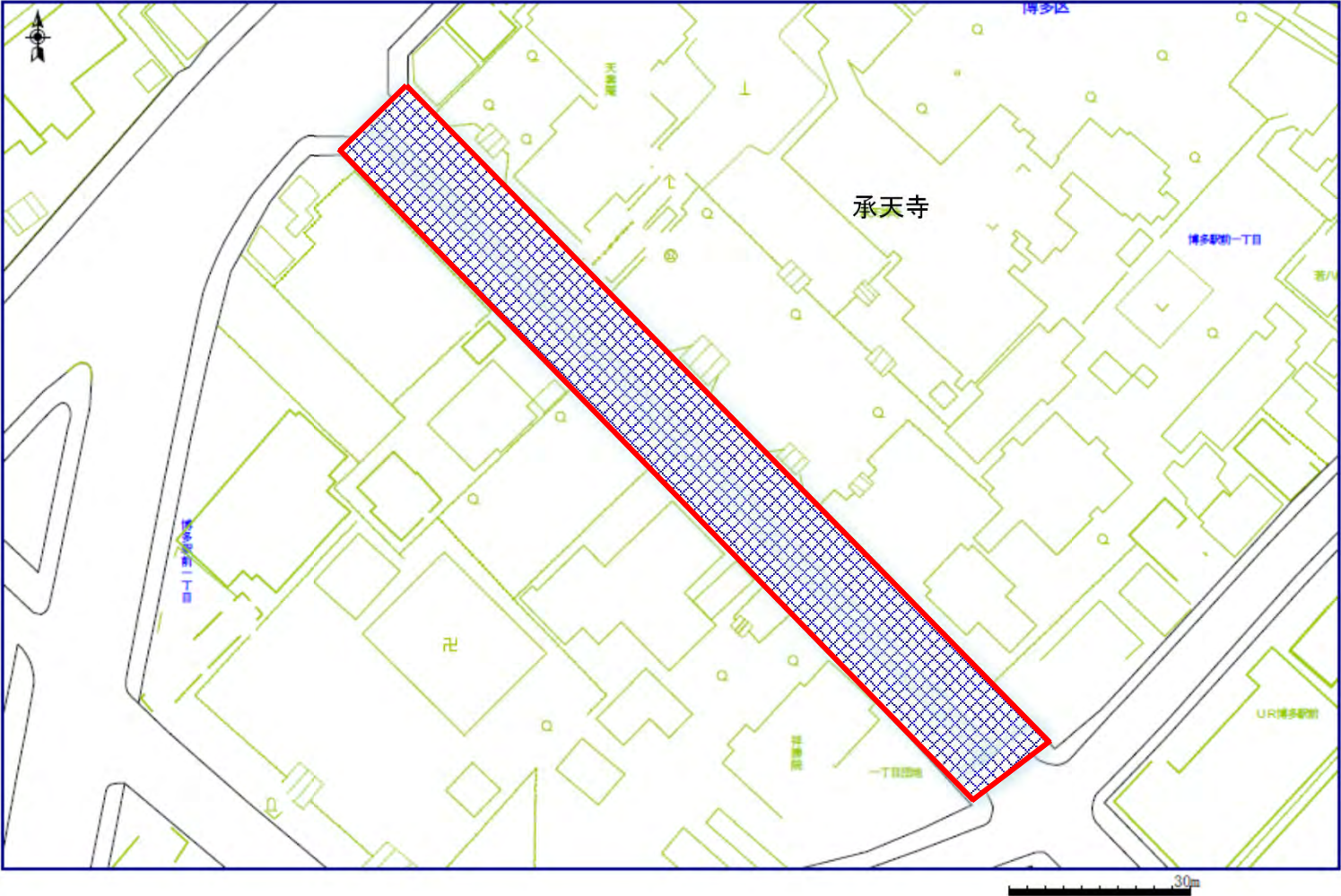
道路部分

位置図



別紙6 国家戦略道路占用事業の適用区域

博多駅前10号線(承天寺通り)



【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

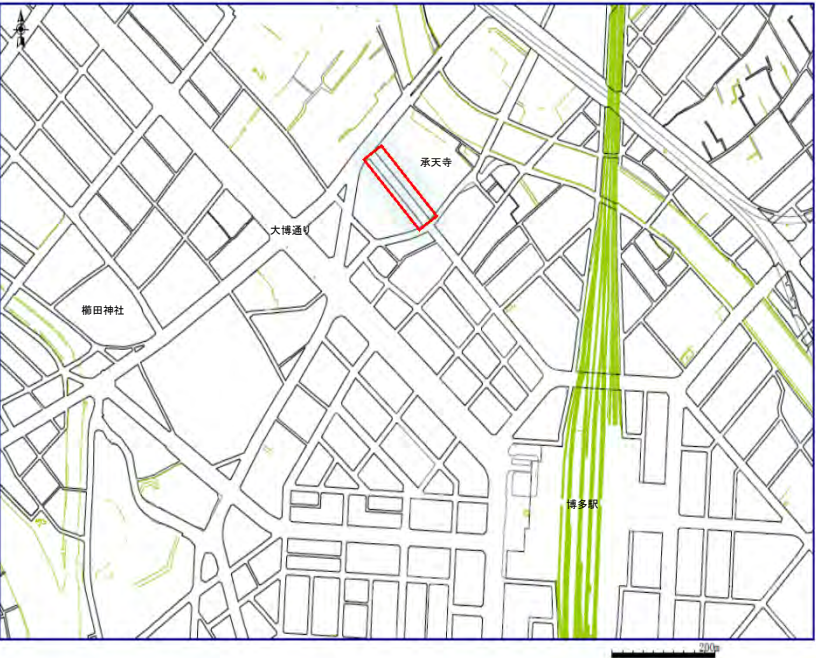
位置図

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



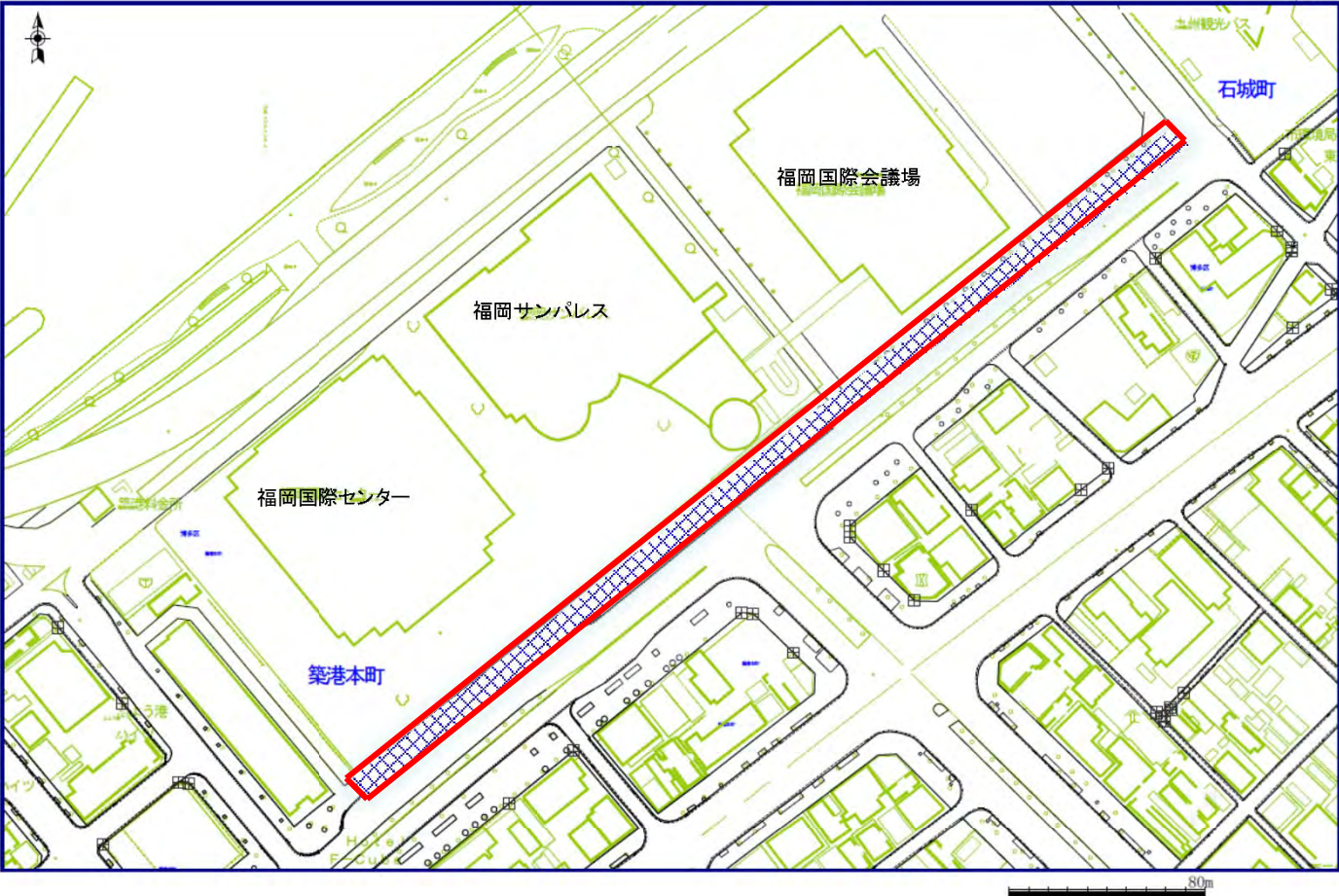
道路部分





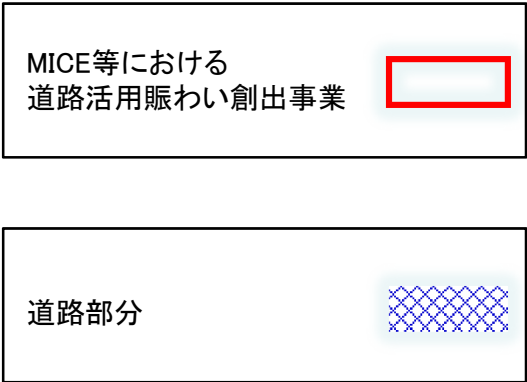
別紙7 国家戦略道路占用事業の適用区域

石城町487号線



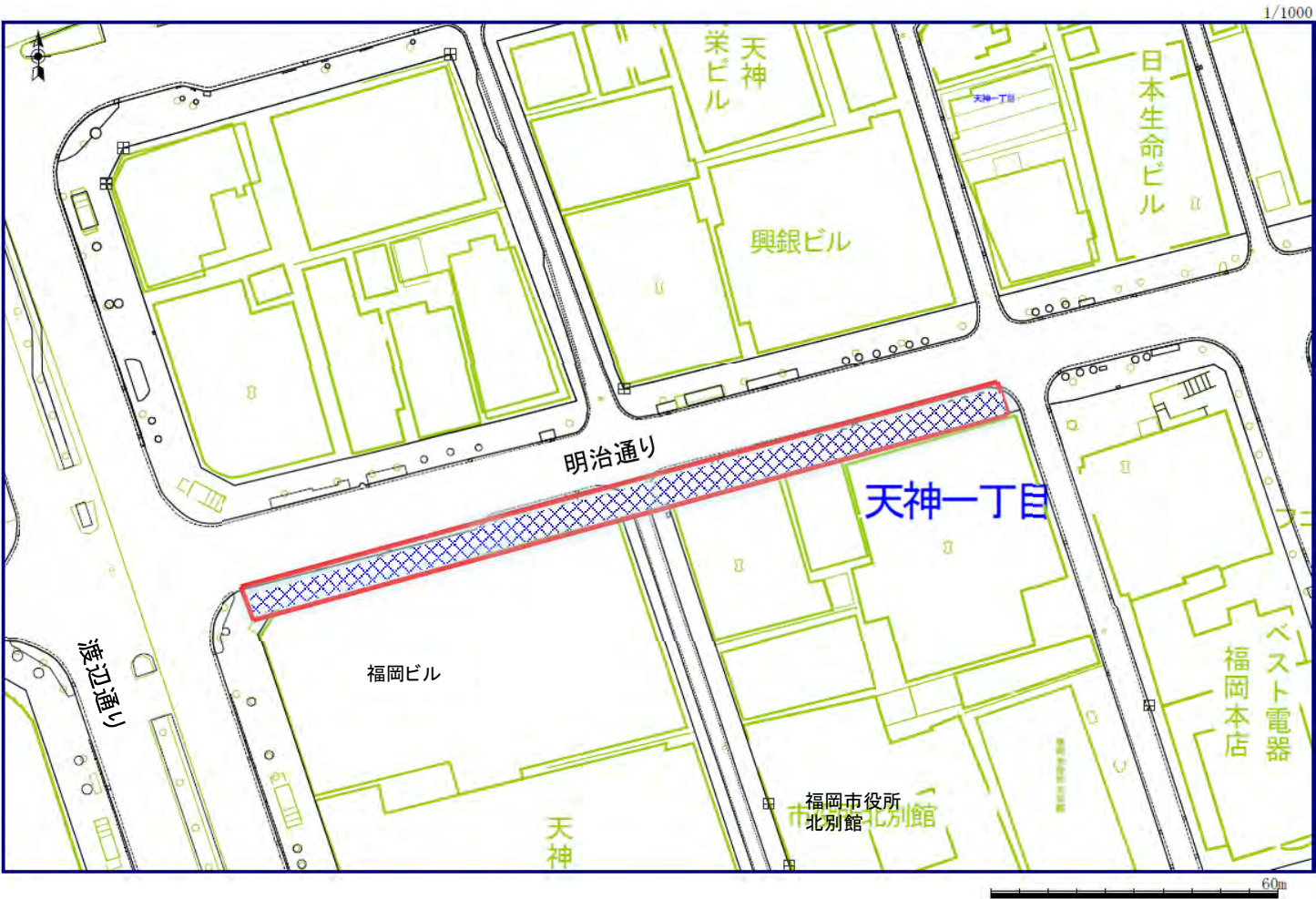
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



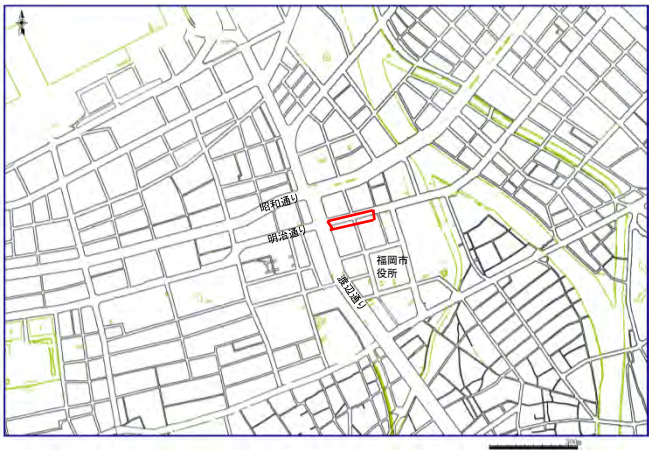
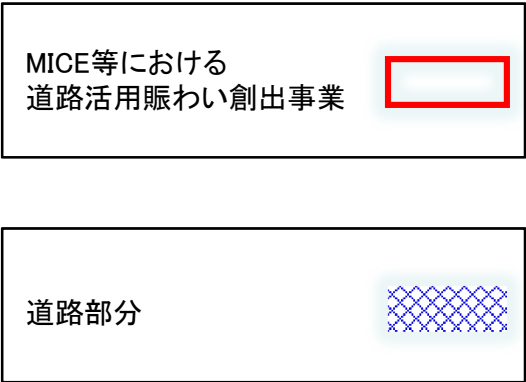
別紙8 国家戦略道路占用事業の適用区域

千代今宿線(天神明治通り)



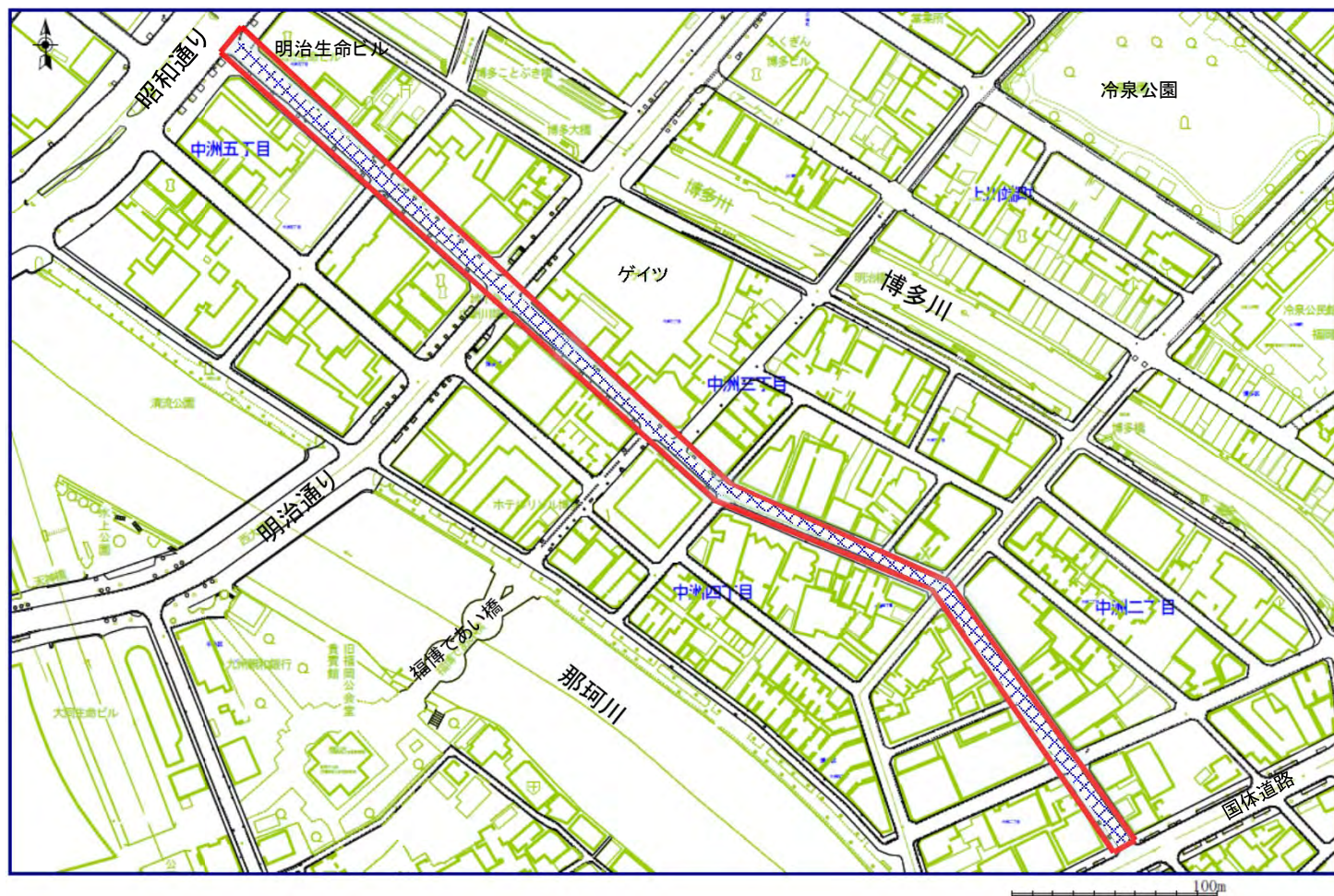
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙9 国家戦略道路占用事業の適用区域

中洲361・332号線(中洲中央通り)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

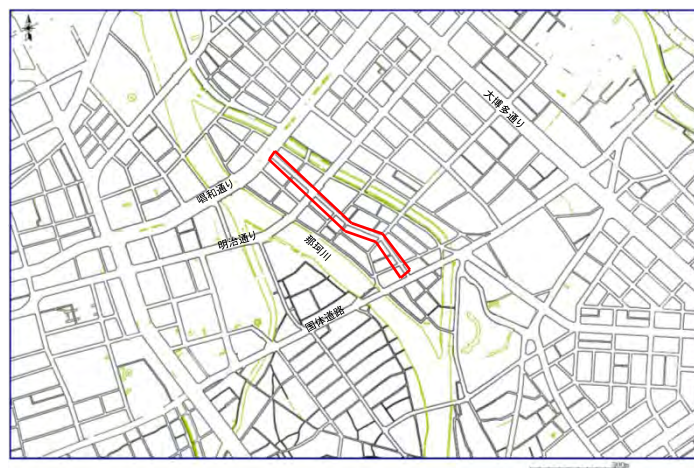
MICE等における
道路活用賑わい創出事業



道路部分

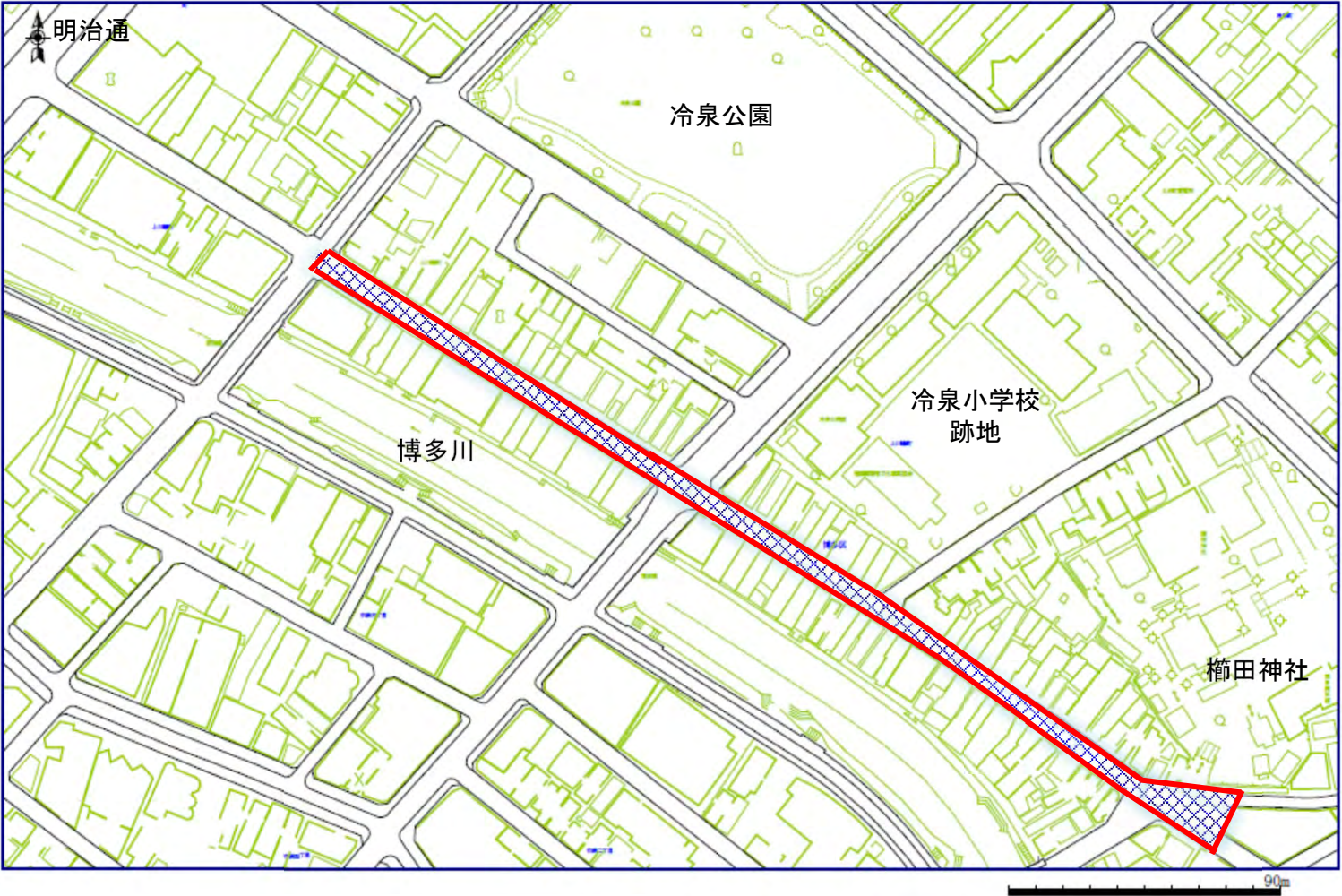


位置図



別紙10 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端326号線・327号線(上川端商店街)



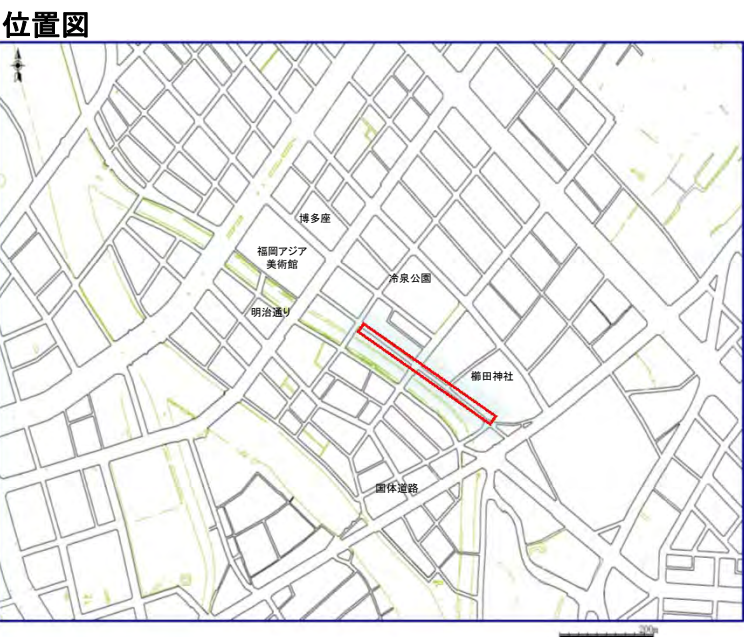
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



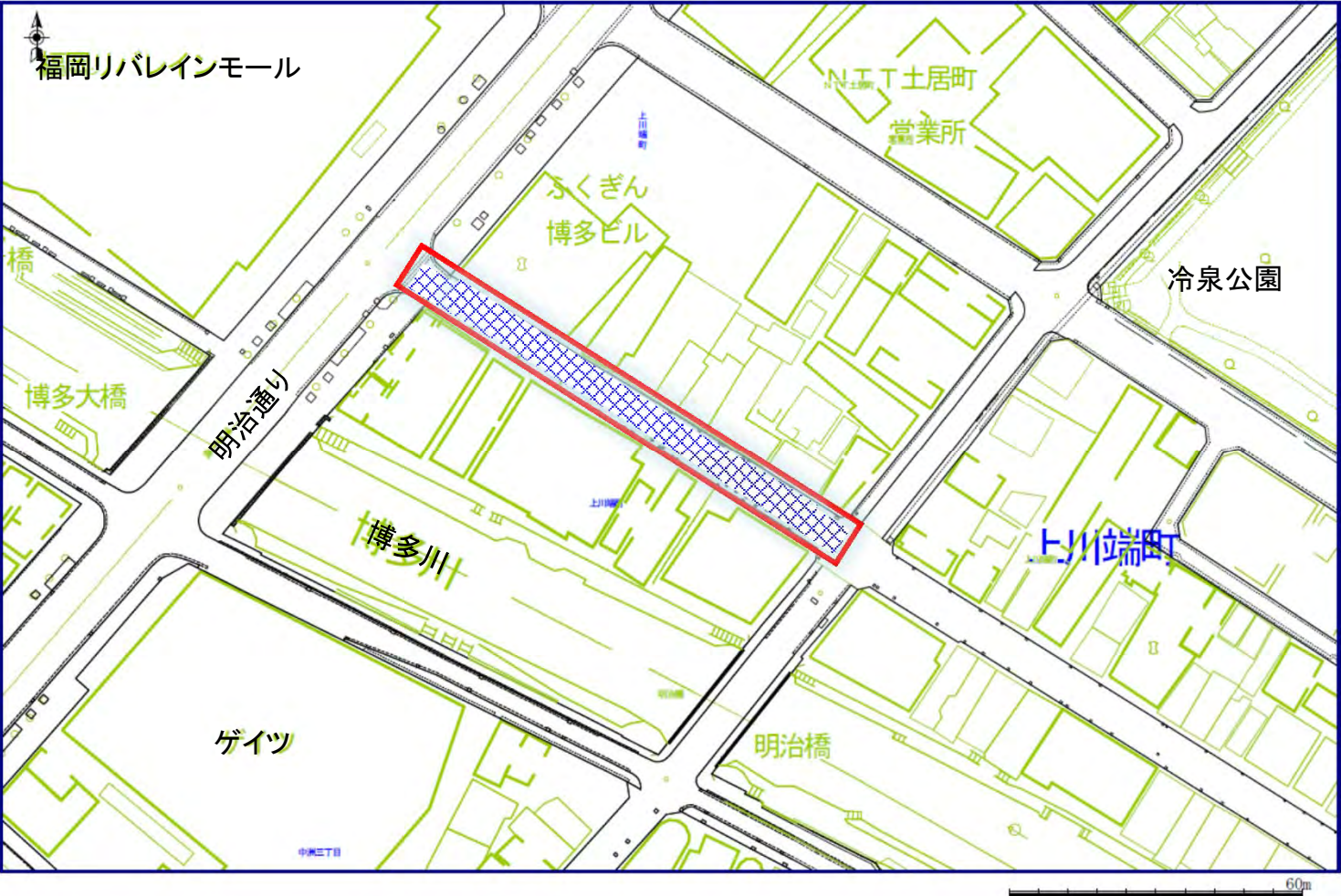
道路部分





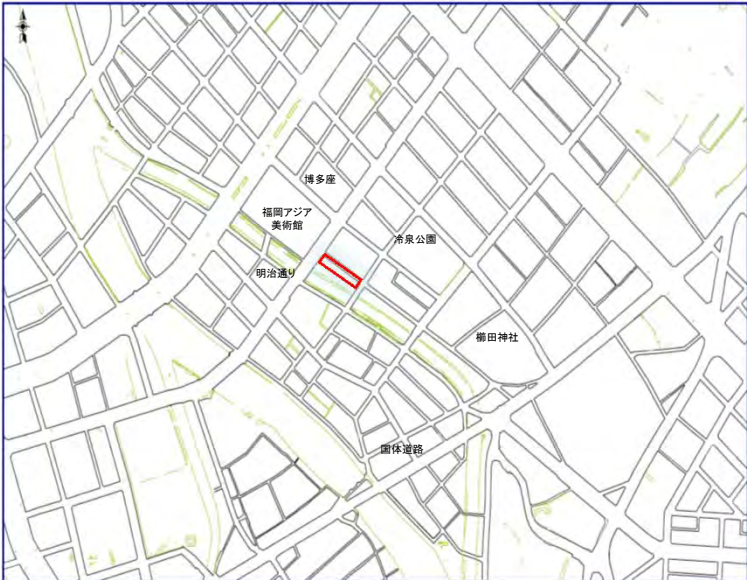
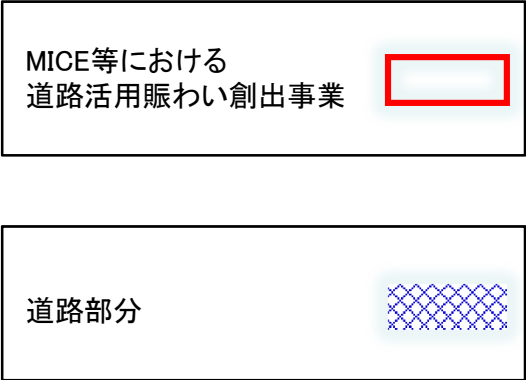
別紙11 国家戦略道路占用事業の適用区域

上川端322号線(川端中央商店街)



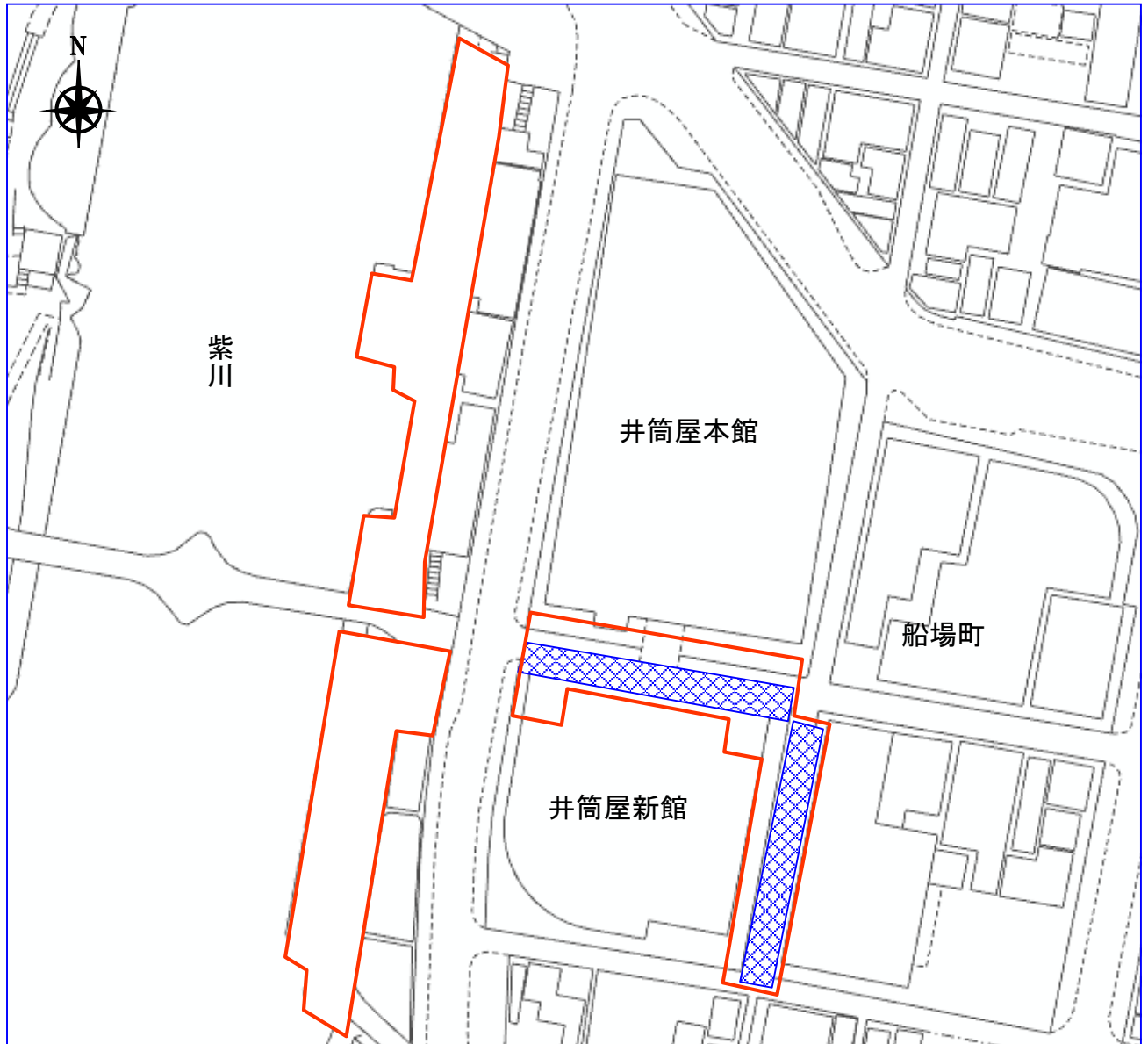
【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図



別紙 12 国家戦略道路占用事業の適用区域

船場町 1 号線・6 号線（クロスロード）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

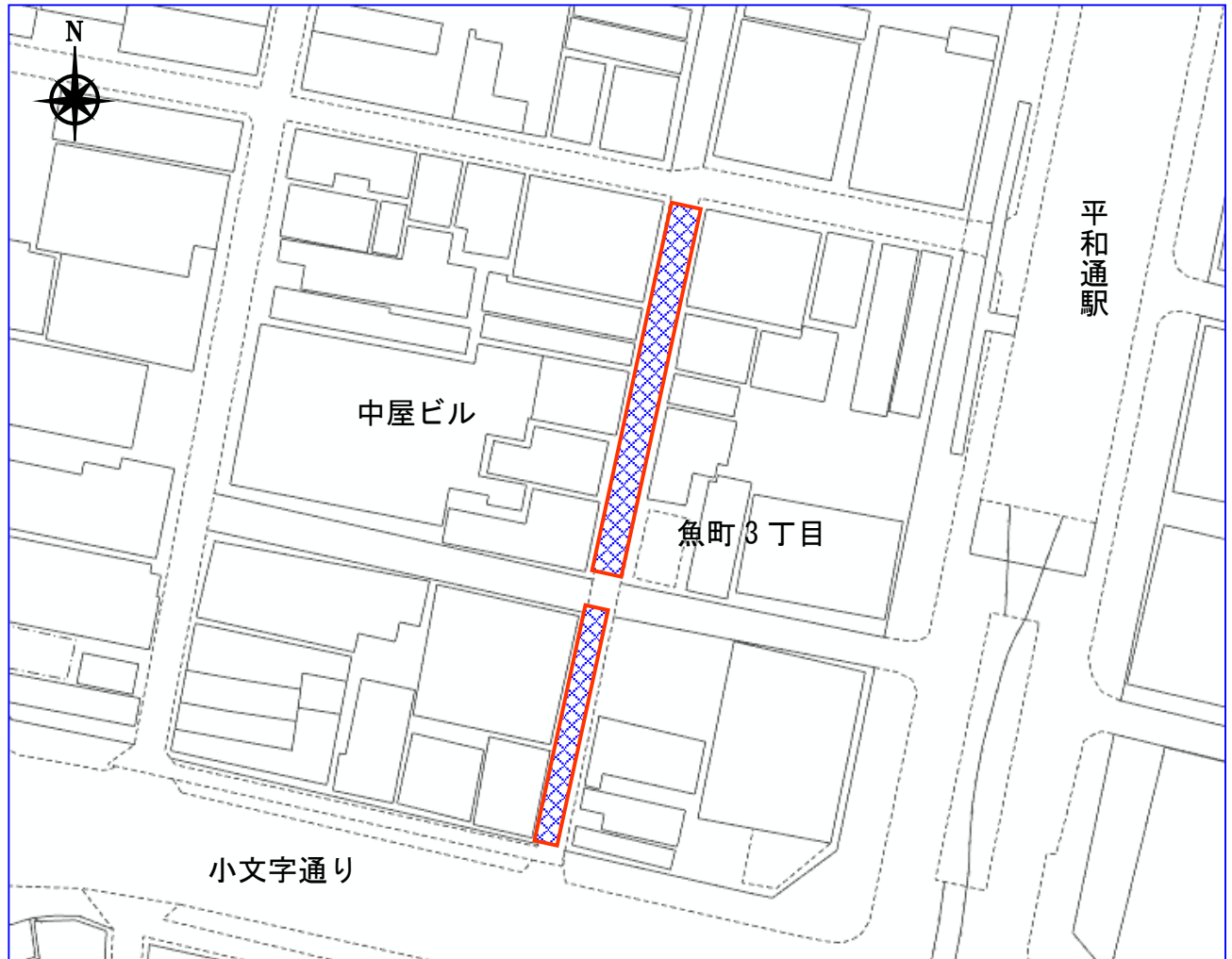


位置図



別紙 13 国家戦略道路占用事業の適用区域

魚町 11 号線



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域

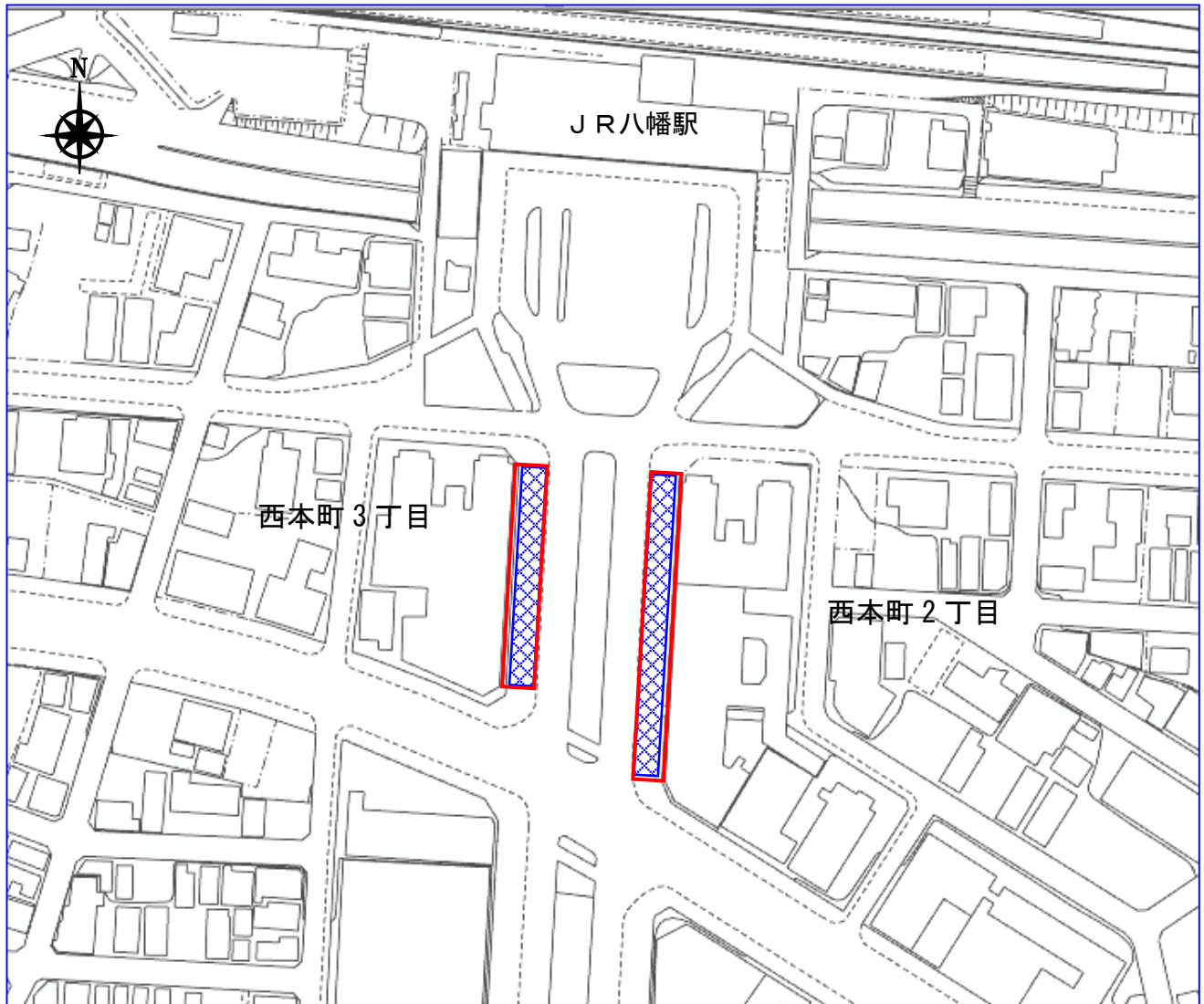


道路部分



別紙 14 国家戦略道路占用事業の適用区域

八幡停車場線（さわらび通り）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

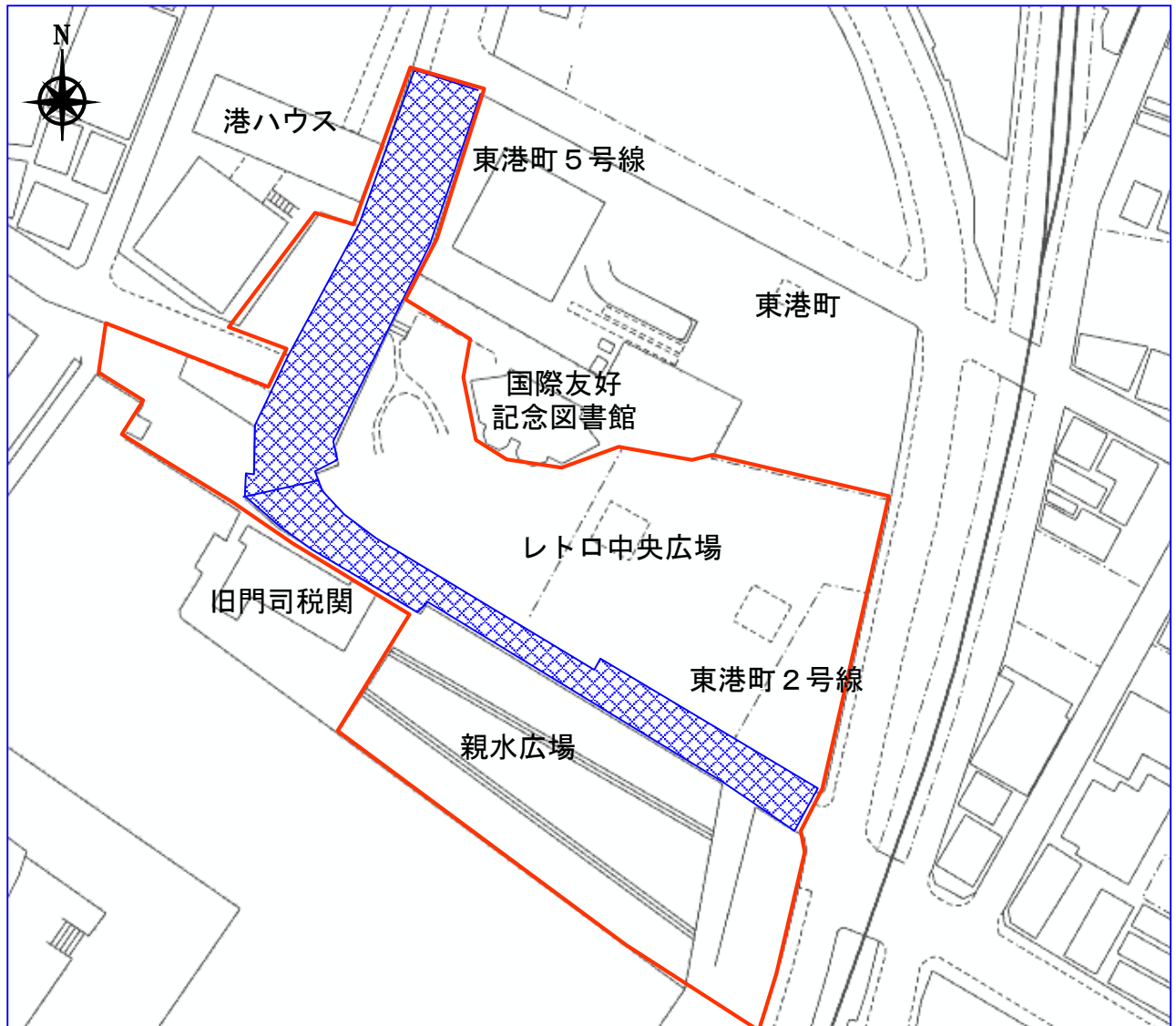


位置図



別紙 15 国家戦略道路占用事業の適用区域

東港町 2 号線・5 号線



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

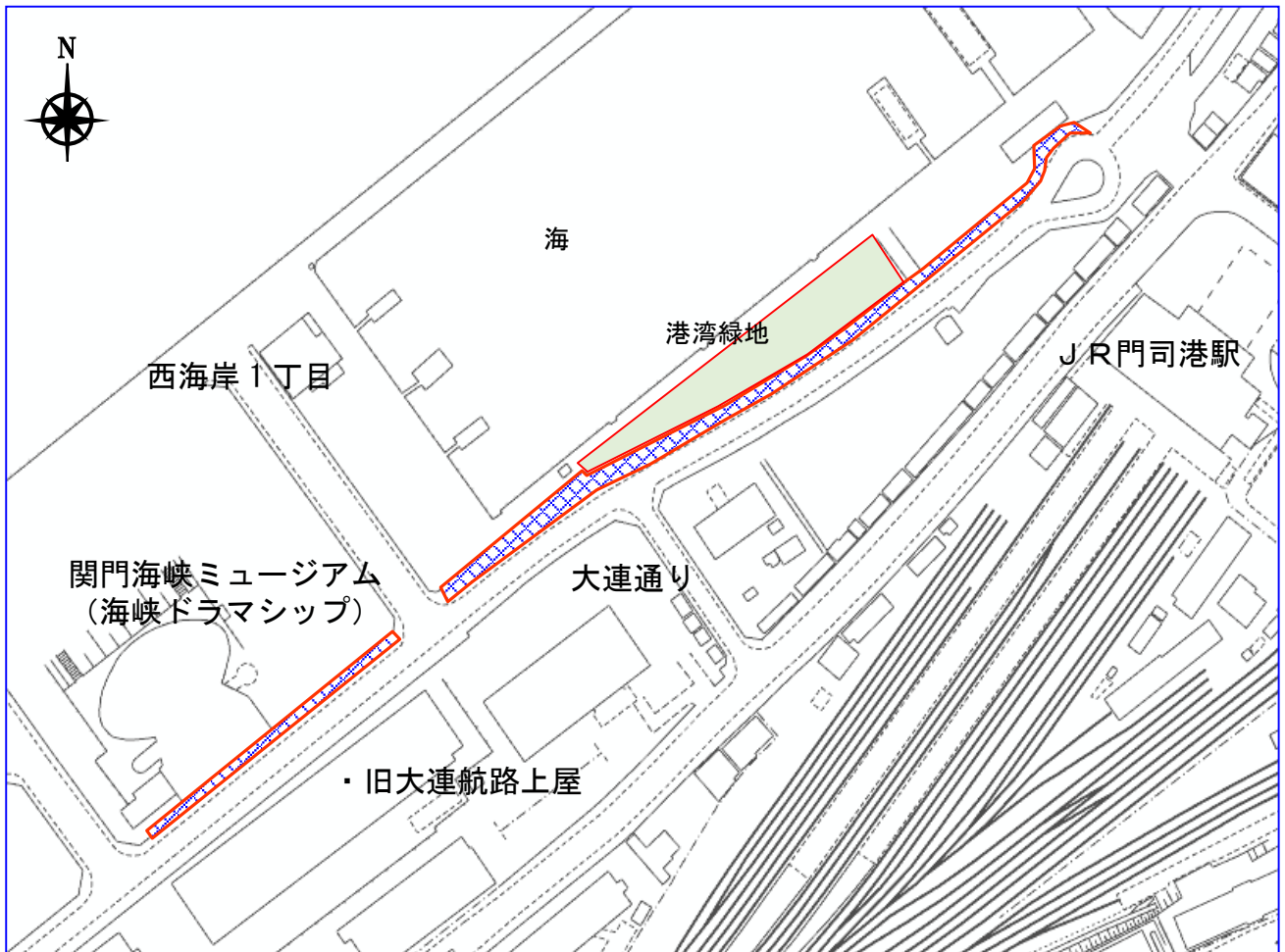


位置図



別紙 16 国家戦略道路占用事業の適用区域

西海岸 7 号線（大連通り）



【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域

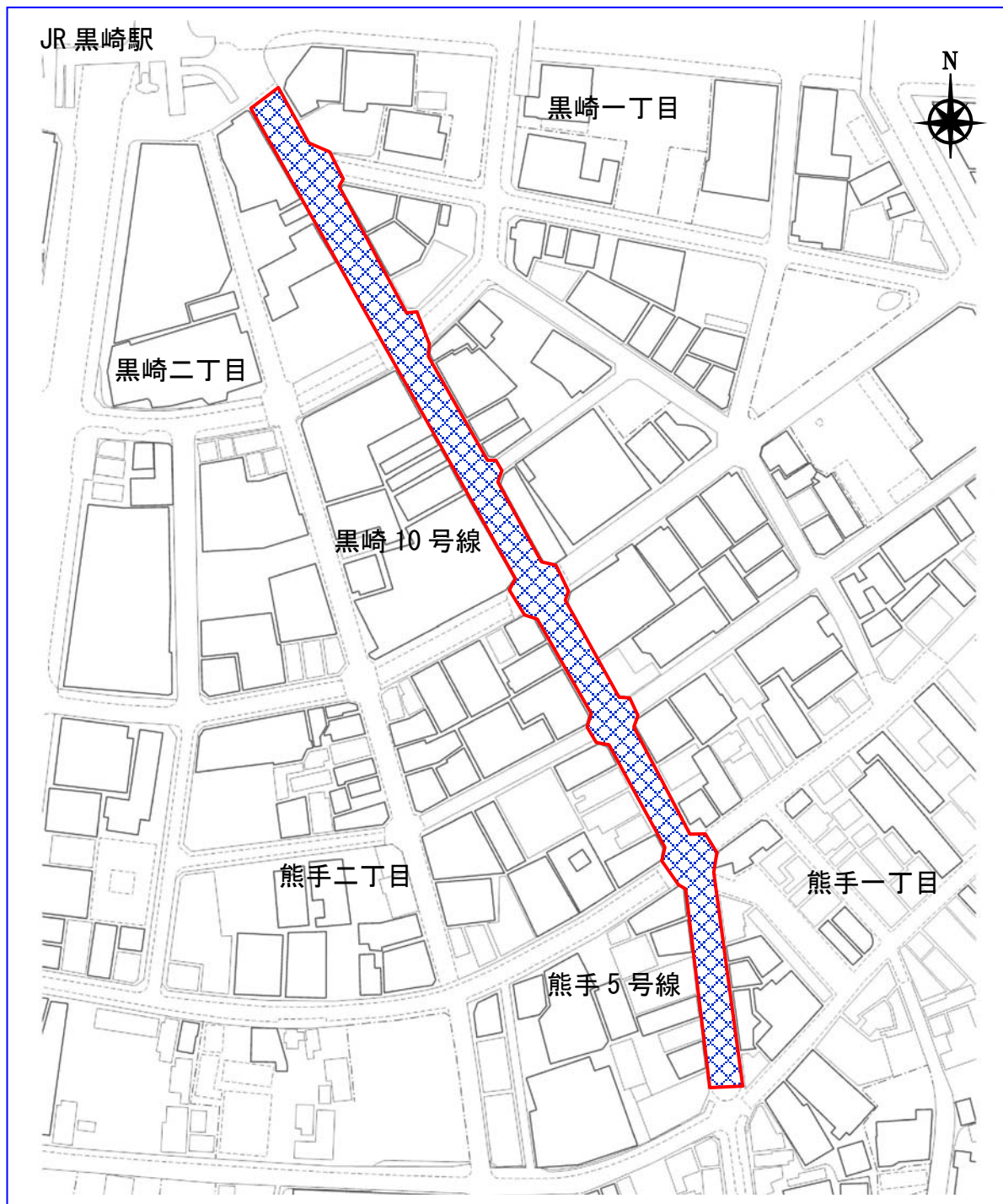


道路部分



別紙 1 7 国家戦略道路占用事業の適用区域

黒崎 10 号線・熊手 5 号線（カムズ通り）



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

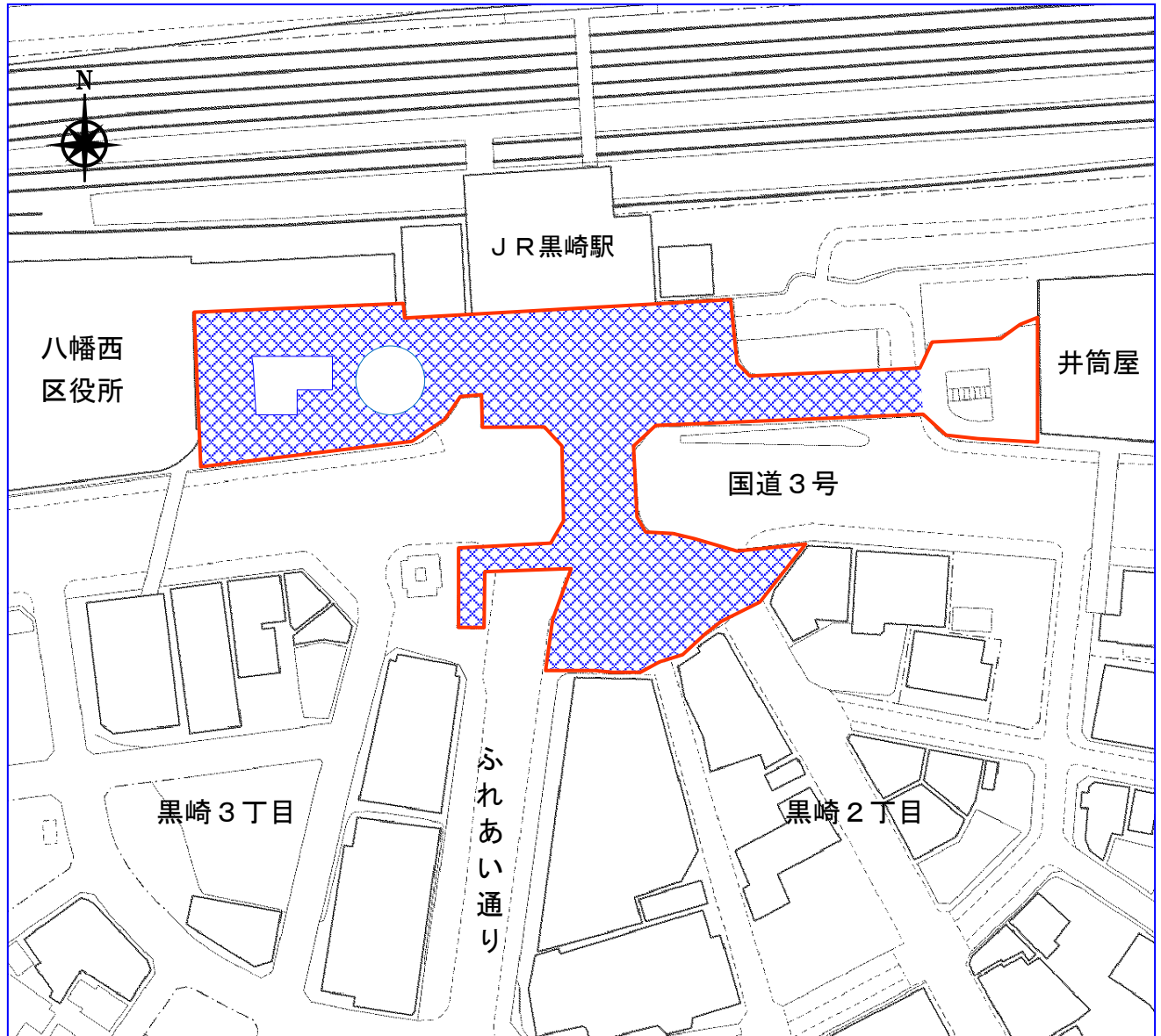


位置図



別紙 1 8 国家戦略道路占用事業の適用区域

黒崎 36 号線（黒崎駅ペDESTロリアンデッキ）



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の
交流・インバウンド増加のための
道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

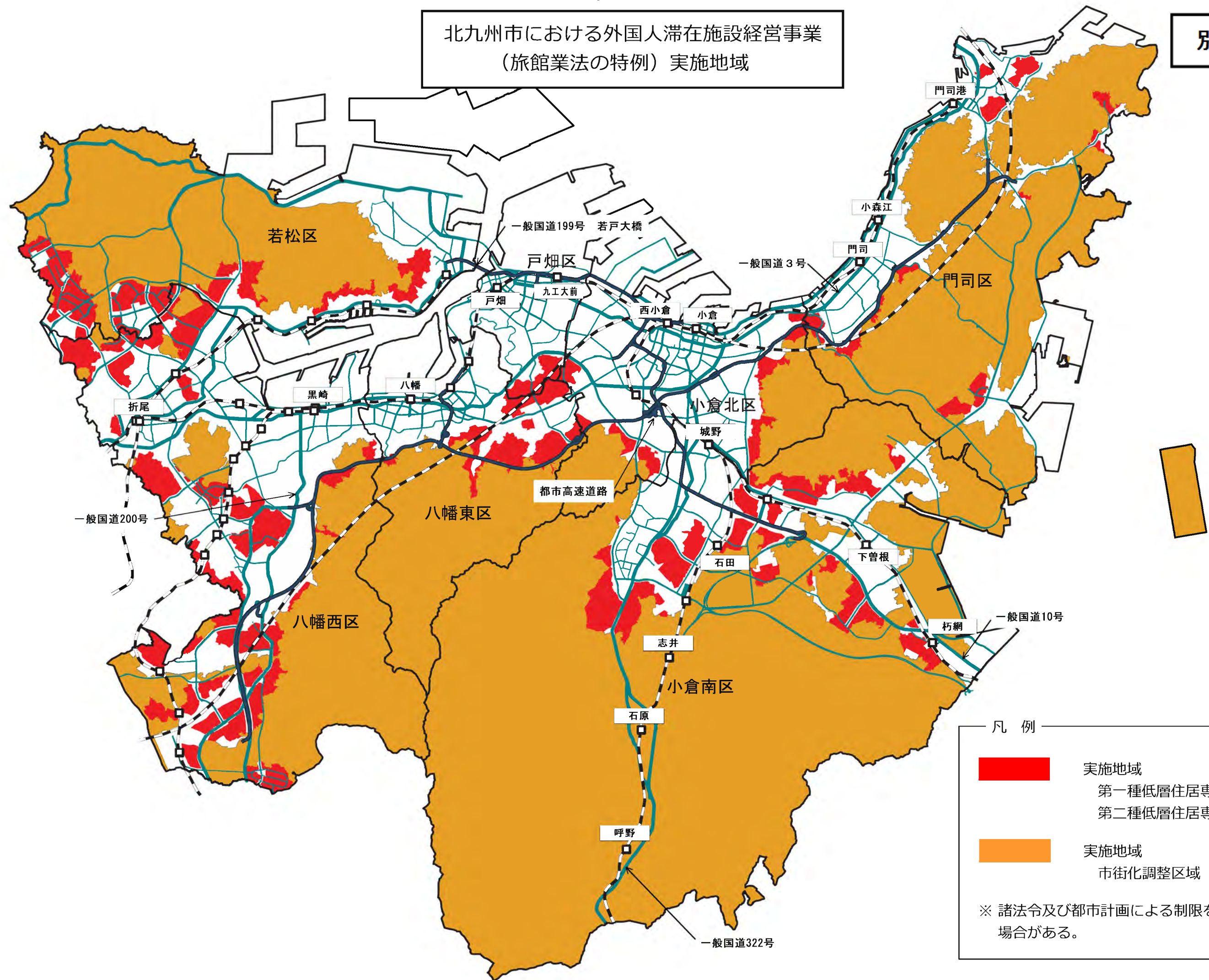


位置図

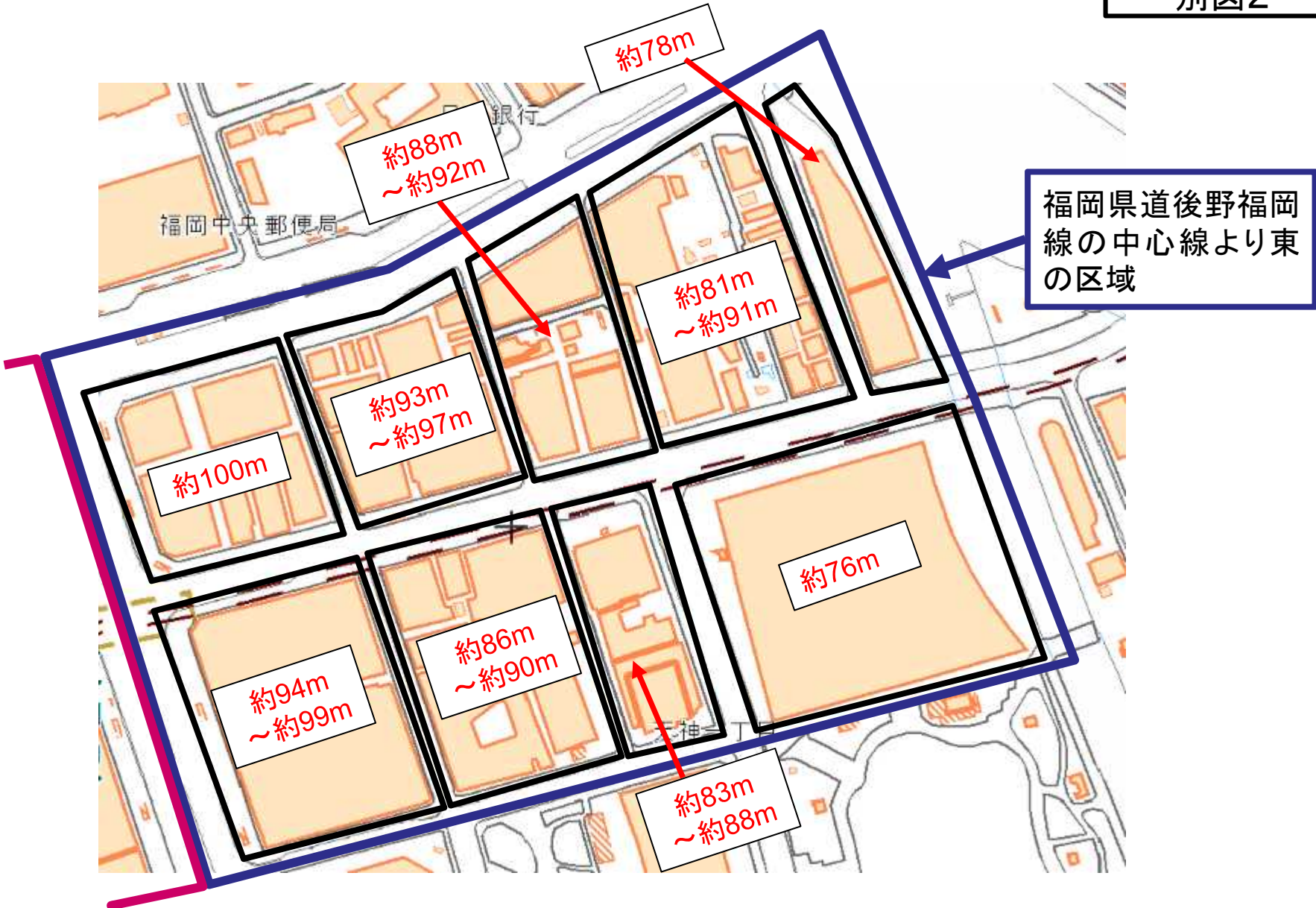


北九州市における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

別図 1



別図2



※図に示した数値は街区ごとに示したおおよその目安であり、個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。（数値は地盤面（GL）からの高さ）